

東大和市会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 9 月 1 1 日

東大和市長 和地 仁美

東大和市規則第 6 3 号

東大和市会計事務規則の一部を改正する規則

東大和市会計事務規則（平成２２年規則第６号）の一部を次のように改正する。
別表市民課の項担任事務の欄に次の１号を加える。

- （４）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める特定在留カード及び特定特別永住者証明書に係る措置手数料の収納

附 則

この規則は、公布の日から施行する。